

【1984年2月10日】雇用保険法の一部を改正する法律案要綱について（答申）

中央職業安定審議会

昭和59年2月10日

労働大臣 坂本 三十次 殿

中央職業安定審議会

会長 大内 力

本審議会は、昭和59年1月26日付け労働省発職第8号をもって諮問のあった「雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」について慎重に審議した結果、別紙のとおり答申する。

諮問された改正案は、今後の雇用失業構造の変化に対応しつつ、現行雇用保険制度を効果的に機能させることを意図したものとして、了解できる。ただし、労働側委員からは、賃金日額の算定基準から臨時に支払われた賃金及び賞与等を削除する点、並びに65歳以降に再就職した者を被保険者から除外する点については賛成できない、また高年齢者の保険料免除を廃止した上で高年齢者給付金と基本手当とは本人の選択に任せるべきであるという意見が表明された。確かに受給者の一部に若干の不利が生ずるおそれもあるが、現下の雇用失業情勢その他の諸事情からいって、今回の改正案は、やむを得ないとするのが多数意見である。

今後の雇用失業情勢をみると、第5次雇用対策基本計画で指摘しているように、今後の労働力人口の急速な高齢化、産業構造の転換等に伴い、労働力需給のミスマッチが拡大し、失業者が増加するおそれもある。

このような事態に的確に対応するためには、失業の発生の防止と離職者の早期再就職を図るための雇用対策を中長期的展望のもとに見直し、その実効性を高めていく必要がある。労働省としては、このための検討を早急に開始されたい。本審議会としても、「雇用対策基本問題小委員会」を設け、検討を開始することとする。

なお、今回の改正に際しては、検討のための時間が必ずしも十分でなかったという意見もあるので、今後の制度の見直し及び運営上の問題点については、十分早い機会に本審議会に諮ることを要望する。

また、改正法の施行に当たっては、下記について特別に配慮されたい。

- 1 賃金日額の算定方法の変更に伴い、改正法に基づき基本手当日額表を改定するときには、賃金日額の低い受給者について特に配慮すること。
- 2 所定給付日数の変更の際し、倒産、事業所閉鎖等により失業を余儀なくされた再就職の困難な者については、個別延長給付を充実することにより対処すること。
- 3 60歳台前半層の高年齢労働者の多様な就業希望に応え、短時間勤務による雇用延長、雇入れあるいは定年退職者の早期再就職を促進するために、各種の助成措置の整備拡充を図ること。
- 4 受給者の再就職率が著しく低下していることは大きな問題であるから、制度の見直しだけでなく、公共職業安定所における職業紹介についても見直しを行い、その機能の強化を図ること。その際、職場環境の変化等が受給者の再就職の障害となっていることに鑑み、必要に応じ受給者がこれらの変化等に円滑に対応できるようにするための措置を講ずること。
- 5 高年齢者給付金制度については、当面の問題とは別に、将来の年金制度の整備をまっぴら、これとの関連であらためて制度を考えること。
- 6 再就職手当については、旧失業保険法に基づく就職支度金の運用の実情に鑑み、その具体的な支給要件及び運用方針の策定に当たっては、濫用防止の見地から、格別に配慮すること。
- 7 改正後の制度運営に当たっては、失業者の求職活動中の生活の安定及び受給者の職業選択の自由に配慮しつつ、制度の趣旨、目的に沿った効率的な運営が図られるよう、運用全体についてこれを見直すこと。特に、給付制限制度及び納付命令制度については、制度の公正妥当な運営が図られるようその運用基準等の見直しを行うこと。
- 8 今後の雇用保険制度の運営に当たっては、全体的な支出の効率化を図ることにより、安易な保険料率の引上げにつながらないよう努力すること。また、必要な国庫負担の確保についても努力すること。
- 9 日雇労働求職者給付金の段階制のあり方及び今回の改正で措置されなかった特例一時金制度については、関係の被保険者の生活の実態、他の一般受給者との均衡等を考慮しつつ、今後検討を行うこと。